北設楽郡部活動地域展開推進協議会　規約

（名称）
第１条　本会は、北設楽郡部活動地域展開推進協議会という。

（目的）
第２条　本会は、設楽町、東栄町、豊根村の北設楽郡３町村（以下「北設楽郡３町村」という。）が、中学校部活動の地域展開に向けた取り組みの中で、生徒の希望する活動ができる環境を整備するとともに、地域内外の資源を生かした持続可能なスポーツ・文化活動の振興に資するため、相互に協力、連携し支援を図ることを目的とする。

（事業）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力すること。
（１）行政、学校、地域クラブ等の調整に関すること
（２）地域クラブ等への広域入会に関すること
（３）中学校部活動地域展開に関すること
（４）本会の運営に関すること
（５）その他、目的達成に必要なこと

（事務局）
第４条　本会の事務局は、設楽町教育委員会に置く。

（会の構成及び組織）
第５条　本会は北設楽郡３町村をもって構成し、次の役員を置く。
　　会　長　１名
　　副会長　２名
　　委　員　２０名以内
２　会長及び副会長は、総会において選任する。
３　委員は、総会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

（役員の任務）
第６条　会長は会務を総理し本会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代理する。
３　委員は、主要事項を審議する。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。
２　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（総会）
第８条　総会は、会長が召集する。
２　総会の議長は、会長があたる。
３　総会は、運営委員会で協議された事項を議決または承認する。
４　総会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
５　総会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（運営委員会及び専門部会）
第９条　本会は、目的達成のために、運営委員会を設置することができる。
２　運営委員会で協議される事項は、次のとおりである。
（１）事業の執行に関すること。
（２）総会の決議により委任された事項。
（３）その他会長が必要と認めた事項。
３　運営委員会は、前項の事項を審議するため、調査研究及び検討を行う専門部会を設置することができる。
４　専門部会の組織構成は、別途に定めるとともに必要に応じて関係する者を招集することができる。

（顧問）
第１０条　本会の目的達成に必要な助言を求めるため顧問を置くことができる。
２　顧問は会長が委嘱する。

（その他）
第１１条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則
この規約は、令和８年８月３日から施行する。

令和８年度　北設楽郡部活動地域展開推進協議会　組織（案）

１　全体会　２５名

役職	備考
会　長	設楽町教育委員会教育長
副会長	豊根村教育委員会教育長
副会長	東栄町教育委員会教育長
委　員	社会教育委員代表（設楽町）
	社会教育委員代表（東栄町）
	社会教育委員代表（豊根村）
	スポーツ推進委員代表（設楽町）
	スポーツ推進委員代表（東栄町）
	スポーツ推進委員代表（豊根村）
	中学校保護者代表（設楽中学校）
	中学校保護者代表（東栄中学校）
	中学校保護者代表（豊根中学校）
	小学校保護者代表（田口小学校）
	小学校保護者代表（清嶺小学校）
	小学校保護者代表（名倉小学校）
	小学校保護者代表（津具小学校）
	小学校保護者代表（東栄小学校）
	小学校保護者代表（豊根小学校）
	中学校長（設楽中学校長）
	中学校長（東栄中学校長）
	中学校長（豊根中学校長）
	愛知県中小体育連盟北設支所長　＊再掲
事務局	設楽町教育委員会教育課長
	設楽町教育委員会主査
	部活動統括コーディネーター

○総会開催時に招集（年２回）

２　運営委員会　５名

役職	
委員長	設楽町教育委員会教育課長　　（互選）
委　員	東栄町教育委員会教育課長
	豊根村教育委員会主事
事務局	設楽町教育委員会主査
	部活動統括コーディネーター
アドバイザー	３中学校長・教育長・社会教育委員代表等　＊必要に応じて招集

○定期的に開催（２ヶ月に１回程度）
○各学校、各町村の進捗状況を共有
○必要な連携に関する課題と対策を協議
○総会等会議にかける資料の作成

３　中学校部会　４名

役職	
部会長	設楽中学校長　　（互選）
部　員	東栄中学校長
	豊根中学校長
事務局	部活動統括コーディネーター

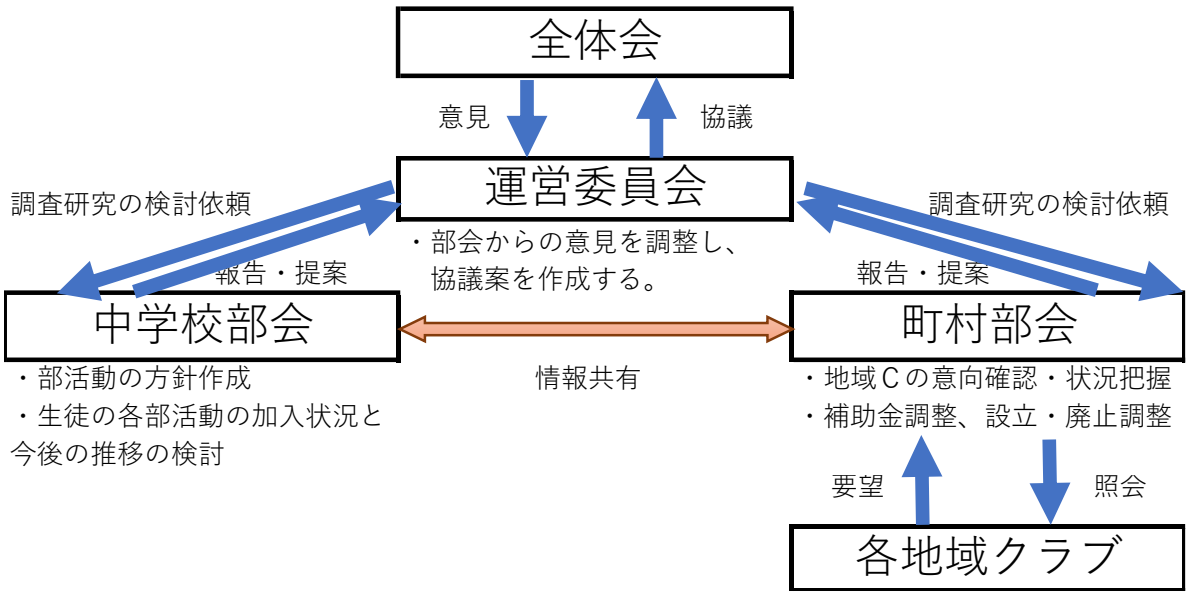
○設立準備委員会、運営委員会の合間を縫って開催
○各中学校の部活動設置方針、地域展開・移行の現状について情報共有と協議

４　町村部会　６名＋α　＊各町村共通

役職	
部会長	教育長
部　員	社会教育委員代表
	中学校長
	教育課長
事務局	担当職員
	部活動統括コーディネーター

○各町村が作る地域クラブについて協議
○必要に応じて各種団体代表、有識者を加えることができる

北設楽郡部活動地域展開推進協議会イメージ図



令和８年度　各種会議計画

月	総会・準備委・運営委	中学校部会	町村部会	＜参考＞中小体連
４月				総会
５月	準備委員会①			
６月		中①　＊総体前	①素材洗い出し	推進会議①
７月	準備委員会②		②素材決め、実施計画	総合体育大会
８月	設立総会　＊上旬	中②　＊総体後	③素材決め、実施計画	実技講習（駅伝）
９月	運営委員会①			
１０月		中③　＊駅伝後	④体験会実施	郡駅伝大会
１１月	運営委員会②			
１２月		中④　＊新チーム発足後		役員会
１月	運営委員会③			実技（スキー）
２月	全体会	中⑤　振り返り	⑤振り返り	推進会議②
３月				
備考	総会・全体は年２回設定 Ｒ９は4または5月に総会開催	3中学校のスケジュールにより調整、オンライン可 個別相談も可		